

# 公益社団法人青森県診療放射線技師会役員に対する報酬等の支給の基準

平成25年 4月 1日制定  
平成30年 6月17日改正

(総則)

**第1条** この規則は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の役員  
の報酬等について定める。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによ  
る。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定  
める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称  
の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費・雑費含む）、  
手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(理事及び監事の報酬等)

**第3条** 本会の役員は、本会定款第27条に定めるとおり、無報酬とする。

(費用の支給)

**第4条** 役員及び定款第29条に定める顧問がその会務の遂行に当たって負担した費用について  
は、別に定める旅費規程に基づき支給することができる。

(規則の変更)

**第5条** この規則は、総会の決議によって変更することができる。

## 附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財  
団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第  
1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 附則

1 この規則は、平成30年6月17日改正、同日施行する。（2条、3条、4条を追加、  
3条を5条に変更）

## 参考

公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）

I 公益法人認定法第5条等について（公益社団法人・公益財団法人関係）

12. 認定法第5条第13号、第20条関係（役員等の報酬等の支給基準）

認定法第5条第13条の支給の基準を定めるべき「報酬等」は、法人の理事、監事又は評議員としての職務遂行の対価に限られ、当該法人の使用人として受ける財産上の利益は含まれない。また、実費支給の交通費等は報酬に含まれず、使用人等と並んで等しく受ける当該法人の通常の福利厚生も含まれない。